

投票で、
未来に
挑め。



詳しくはこちら。
まずは小さなアクションから。



福島県知事選挙
10.30 日

期日前投票
不在者投票

10.14(金)~10.29(土)

福島県選挙管理委員会・明るい選挙推進協議会

福島県知事選挙

投票日10月30日(日)

投票は
18歳から
行えます

投票日に投票できない方は、

期日前投票制度又は**不在者投票制度**を利用しましょう！！

避難されている方は、避難先の市区町村で不在者投票ができます。

期日前投票制度・不在者投票制度

■期 間／ 福島県知事選挙 10月14日(金)～10月29日(土)

■時 間／ 8:30～20:00 (※一部、異なる場合があります)

期日前投票所によっては、**投票できる期間や投票時間が異なる場合があります**ので、各市町村選挙管理委員会にお問い合わせください。福島県選挙管理委員会のホームページに県内市町村の期日前投票所及び投票時間を掲載しております。

選挙が行われていない福島県外の市区町村で不在者投票を行う場合、不在者投票のできる時間は執務時間内(一般的には平日の**8:30から17:00まで**)となりますのでご注意ください。

■場 所／ 期日前投票：各市町村選挙管理委員会が定める場所
不在者投票：滞在地(避難先)の市区町村選挙管理委員会

■手 続／ 期日前投票：期日前投票所に行って、直接投票箱に投票します
(ただし、宣誓書の記載が必要となります)。
不在者投票：以下の手続により投票してください。

1 投票用紙等を請求する

「不在者投票請求書・宣誓書」に必要事項を記入し、住民票のある市町村の選挙管理委員会へ郵送してください(**メールやFAXでの請求はできません**)。

※様式は、県選挙管理委員会ホームページからもダウンロードできます。

2 投票用紙等を受け取る

住民票のある市町村の選挙管理委員会から、郵送されてきた封筒(投票用紙、投票用封筒(内封筒と外封筒)、不在者投票証明書)を受け取ってください。

【注意】不在者投票証明書の開封や投票用紙への事前記入は絶対にしないでください。投票ができなくなります。

3 滞在地(避難先)の市区町村で投票する

受け取った封筒を持参して滞在地(避難先)の市区町村選挙管理委員会で投票してください。
【注意】滞在地の市区町村から住民票のある市町村に投票済の投票用紙を送る必要があるため、**余裕を持って早めの投票をお願いします。**

投票所には投票する方と一緒に**18歳未満の方も入場できます。**
ぜひお子様と投票所へお越しください。

選挙に関する情報はこちらのサイトから

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/62010a/>

福島県選管

検索

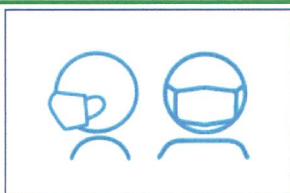
候補者の情報をご覧になれます。



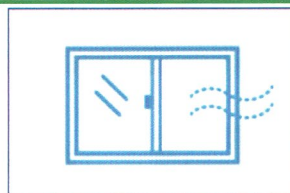
投票所では、感染症対策を徹底しております。



投票所には消毒液を設置します。



投票所スタッフはマスクを着用します。



投票所内は定期的に換気を行います。



不特定多数の方が触れる箇所は、定期的に消毒をします。

新型コロナウイルス感染症のために自宅療養または宿泊療養をしている方は、療養している場所から郵便による投票を行うことができます。

詳しくは、県選挙管理委員会または住民票のある市町村の選挙管理委員会までお問い合わせください。

期日前・不在者投票の詳細については、県選挙管理委員会(024-521-7062)又は最寄りの各市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。